

男女共同参画の視点からの防災・復興

~地方公共団体の取組促進のために~

令和4年1月 内閣府男女共同参画局総務課

最近の国の動き

令和2年

12月25日 第5次男女共同参画基本計画の策定

(第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進)

令和3年

5月17日

「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム公表 (「防災女子の会」からの提言 小此木防災担当大臣(当時)に手交)

5月25日 中央防災会議

- 委員(閣僚を除く)に占める女性の割合を11%から33%に拡大
- 防災基本計画の修正にて、①地方防災会議への女性の参画拡大、②災害時の性暴力・ DV防止に係る取組を追加
- 中央防災会議幹事会に男女共同参画局長、主事会に男女共同参画局総務課長を追加

6月11日 丸川男女共同参画担当大臣と小此木防災担当大臣の初の連名による メッセージ 『女性の視点からの防災・減災の推進について』の公表

7月 災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク (相互支援ネット) 運用開始

7~8月 今出水期における特定災害対策本部に男女局長が本部員として出席

11月 「ぼうさいこくたい」にて男女局が「集まれ!防災女性職員とその応援団」を主催

- ・ 災害対応にあたって地方公共団体の 役割は大変重要
- ・ 地方公共団体において「女性の視点からの防災・復興」の促進には、 平常時からの男女共同参画の視点に 立った取組が不可欠!!

地方公共団体における男女共同参画の視点からの取組状況 フォローアップ調査

(令和4年1~3月)

「第5次男女共同参画基本計画」

- 2 地方公共団体の取組促進
- (2) 具体的な取組

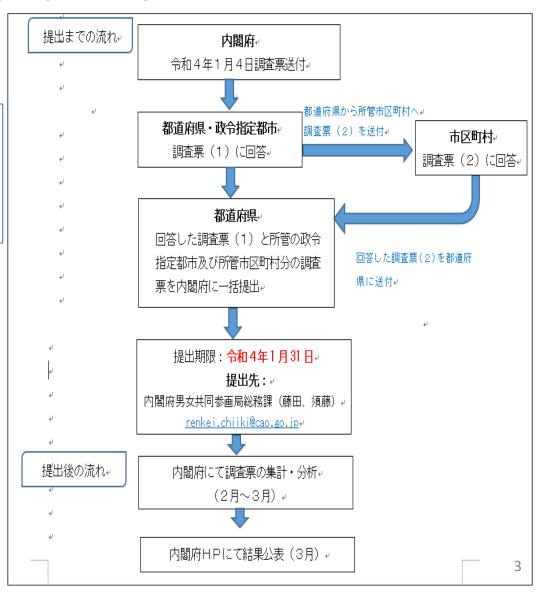
ウ③「災害対応力を強化する女性の視点 〜男女共同参画の視点からの防災・復興 ガイドライン〜」に基づく地方公共団体 の取組状況をフォローアップし、「見え る化」する

提出期限:令和4年1月31日

提出先: 内閣府男女共同参画局総務課

(藤田、須藤)

renkei.chiiki@cao.go.jp



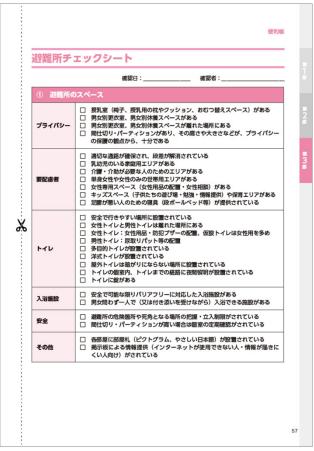
災害対応力を強化する女性の視点

~男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン~ (令和2年5月)

都道府県・市町村の防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示すもの。







段階ごとに取り組むべき事項【平常時の備え】

2 地方防災会議

取組主体: 🗸 都道府県 【 市町村 🗌 男女共同参画センター 🗌 市民団体

- □地方防災会議の女性委員の割合を 3割以上とすることを目指す。
- □女性委員がゼロの場合は、早期に 女性委員を登用する。
- □大学教員、医療・福祉関係の専門家(保健師、助産師、看護師、保育士、介護士等)、民生委員等の女性を委員に登用する。

3 地域防災計画の作成・修正

取組主体: 🗸 都道府県 【 市町村 🗌 男女共同参画センター 🗌 市民団体

□地域防災計画に男女共同参画部局 や男女共同参画センターの役割を 位置づける。

宮城県仙台市の地域防災計画の記載例

仙台市 地域防災計画 「基本方針」

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策

男女が共に個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場面から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れることは重要です。各種対策を進めるに当たっては、それぞれの場面で女性の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、性別等によるニーズの違いに対し十分配慮します。

特に避難所での避難者への対応、役割分担などは画一的になりがちで、ともすれば女性の ニーズに対する配慮に欠けることも考えられますので、女性の視点を反映させた避難所運営 を進めていきます。 【共通編】 第 1 部 総則 第 1 章 計画の考え方 第 3 節

基本理念及び基本方針

仙台市 地域防災計画「男女共同参画センターの役割」

5. 女性支援センターの設置

市民部は、仙台市男女共同参画推進センター内に女性支援センターを設置し、 専門相談窓口の一つとして女性のための相談窓口を開設するとともに、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に 努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行います。

【地震・津波災害対策編】 第1章 自助・共助/第9節 広聴相談を利用する

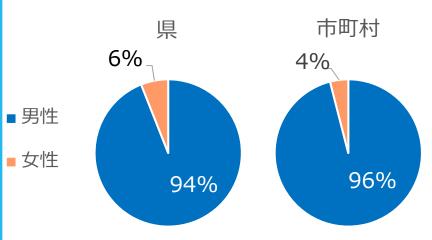
段階ごとに取り組むべき事項【初動段階】

15 「災害対策本部」 の取組ポイント

取組主体: 🗸 都道府県 🗸 市町村 🗸 男女共同参画センター 🗌 市民団体

- □ 災害対策本部の構成員に、女性 職員を配置する。
- □ 男女共同参画担当部局を所管する構成員は、ガイドラインに盛り込まれている事項への対応について、本部に情報提供・問題提起する。
- □ 災害対策本部の下部組織には、 必ず、男女共同参画担当部局や 男女共同参画センターの職員を 配置する。

【参考】熊本地震の災害対策本部における男女比



内閣府男女共同参画局調べ(平成29年5月)

段階ごとに取り組むべき事項【避難生活】

19 「避難所の開設・運営」 の取組ポイント

- □ 管理責任者に、女性と男性の両方 を配置する。
- 「避難所チェックシート」を活用 し、巡回指導を行う。

20 「避難所の環境整備」の取組ポイント

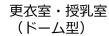
- プライバシーの十分に確保された間 仕切りにより、世帯ごとのエリアを 設ける。
- □ トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・入浴設備は、男女別に設ける。授乳室を設ける。
- □ 女性用品の配布場所を設ける。



間仕切り&段ボールベッドの例



女性専用物干し場





「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム

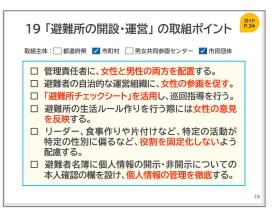
(令和3年5月)

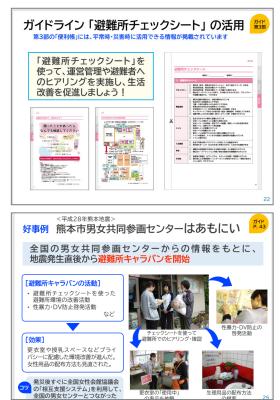
ガイドラインの内容に基づき、自治体職員の皆様が、 災害の各段階において女性の視点から取り組むべき ポイントや事例を学び、実践していただくことを目 的としています。

印刷・投影用スライド教材のほか、動画教材もあり、研修や勉強会、防災・男女共同参画関連のイベント等、様々な機会に活用できます!

プログラム構成		タイトル
セッション1	座学	防災になぜ男女共同参画の
(約30分)	(動画あり)	視点が必要か
セッション 2	座学	災害対応力を強化する女性
(約50分)	(動画あり)	の視点
セッション3	ワーク	男女共同参画の視点から防
(約75分)	ショップ	災の取組を実践する
+ 自治体・男女共同参画センター・市民団体の取組事例集あり		

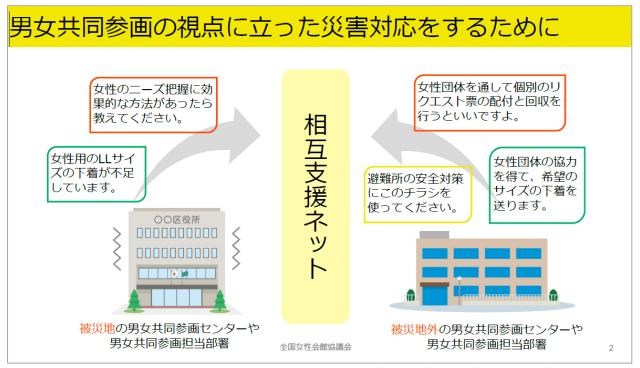
ダウンロードはこちら↓ https://www.gender.go.jp/policy/saigai/index.html





男女共同参画センター間相互支援ネットワーク (相互支援ネット)

『相互支援ネットワーク』とは、全国の男女共同参画センターと自治体の男女共同参画担当課の共助の仕組みを強化し、平常時には災害対応に関する情報交換を行い、大規模災害発生時には、被災状況や女性のニーズについて、被災地の男女センターからの情報を本部事務局が集約・発信し、被災地の救援ニーズに応じて、被災地外の男女センターが物資・人・情報等を調達・提供する体制のこと。



全国女性会館協議会作成の説明会資料より引用

今後の男女共同参画局による取組について

- ・ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況フォローアップ調査の結果公表(3月予定)
- ・地域の防災活動における女性リーダーに関する取組事例・ ノウハウ集公表(5月予定)
- ・災害対応に関わる女性職員(地方公共団体の防災・危機管理、男女共同参画、福祉担当等)のつながり強化